

平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)

都道府県名：北海道
農業委員会名：真狩村

I 法令事務(遊休農地に関する措置)

1 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A × 100)
	3,190 ha	1.3 ha	0.1%
課 題	今後、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う離農があった場合に、農地の権利移動の困難な土地、条件等が悪く生産性の低い農地について耕作放棄が懸念される。		

※ 遊休農地面積は、農地法第30条第1項及び第2項に規定する農地の利用状況調査により把握した同条第3項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	遊休農地の解消面積 1.3 ha			
	目標案設定の考え方:遊休農地に係る国営農地再編整備事業での平成25年度の実施予定面積			
活 動 計 画 案	農地の利用状況調査	実施時期	調査員数(実数)	調査結果取りまとめ時期
		8月～10月	14人	10月～11月
	遊休農地への指導	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当農業委員等による日常での農地の監視活動 ・全農業委員・農業委員会事務職員・村職員により3班体制ですべての農地を対象に利用状況調査を行う。 	
		実施時期:10月～11月		

※1 目標案は、1年間に1の遊休農地面積をどの程度減少させるかを記入

※2 目標案には、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない(以下同じ)

II 促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	農家数	145 戸	認定農業者	特定農業法	特定農業団体
	うち主業農家	145 戸	117 経営	0 法人	0 団体
	農業生産法人数	3 法人			
課 題	<p>本村の産業や自然環境を支える重要な役割を果たしている農業においては、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が急速に進みつつある。</p> <p>このような状況の中で、本村農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を目指して、農業経営の計画的な改善に取り組む意欲と能力のある担い手の育成・確保を図ることが急務となっている。</p> <p>このため、関係機関・団体等が共通の目標の下に一体となって、認定農業者等の育成や農業経営の法人化など地域農業の担い手の育成・確保と経営改善の促進に向けた担い手育成支援の事業に取り組むものとする。また、担い手の育成・確保の推進に当たっては、真狩村農業経営基盤強化促進基本構想の主旨に即した農業構造の改革及び地域農業の活性化を図る観点から、地域における生産構造や生産目標を踏まえた地域の担い手を明確化しつつ、認定農業者への誘導とともに、農業生産法人の設立等を促進するものとする。</p>				

※ 農業者や農業経営体の把握時点が異なる場合には、欄外にそれぞれの把握時点を特記

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	1 経営	0 法人	0 団体
	<p>目標案設定の考え方:担い手育成に取り組んでいる産業課が、平成25年度において基本構想の水準到達者である1経営の取込を目標に定めているため、農業委員会としても産業課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。</p>		
活動計画案	<p>・「真狩村農業経営基盤強化促進基本構想の水準到達者」については、速やかに、「農業経営改善計画」の作成指導を行う。</p> <p>・「今後育成すべき農業者」については、経営改善の助言指導を通じて、計画的な経営改善の取組を促し、認定農業者への誘導を促進する。</p>		

※1 目標案は、1年間に(1)の認定農業者、特定農業法人及び特定農業団体をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状及び課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,190 ha	2,724 ha	85.4 %
課 題	農業従事者の減少・高齢化等により農地の遊休化が懸念される。また、農地の分散さく圃等が、農地の有効利用を図る上での課題であり、計画的に利用集積を図る必要がある。		

※ これまでの集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	集積面積 40 ha
	目標設定の考え方:産業課は、農業経営基盤強化基本構想で定める担い手への利用集積目標の達成のために、毎年、40haの集積を目標としており、農業委員会としても産業課と連携し当該目標の達成を目指す必要があると考える。
活 動 計 画 案	利用権設定など促進事業を柱として農業経営基盤強化促進事業、農地保有合理化事業など各種の農地流動化施策を積極的に推進する。

※1 目標案は、1年間に(1)の集積面積をどの程度増加させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

3 違反転用への適正な対応

(1) 現状と課題

現 状 (平成25年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割合 (B/A × 100)
	3,190 ha	0 ha	0.0 %
課 題	農地転用許可基準の厳格化の周知徹底を図る。		

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反する等している農地の総面積を記入

(2) 平成25年度の目標案及び活動計画案

目 標 案	違反転用面積の解消面積 0 ha
	目標案設定の考え方:これまで違反転用の発生がなかったことから、これまでの取組を継続し、違反転用面積0を目指す。
活 動 計 画 案	<ul style="list-style-type: none"> ●違反転用の発生防止に向けた取組 ・地区担当農業委員等による農業者等への周知、日常での農地の監視。 ・8月～10月 農地パトロールの実施。

※1 目標案は、1年間に(1)の違反転用面積をどの程度解消させるかを記入

※2 活動計画案は、目標案の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入